

令和6年度第1回名張市国民健康保険運営協議会事項書

【書面開催】

1. 報告事項

(1) 名張市国民健康保険被保険者数等の推移について 資料1

(2) 令和5年度名張市国民健康保険特別会計決算について 資料2
資料3

(3) 条例の一部改正案について 資料4

(4) 保健事業（特定健康診査等）について 資料5

(5) 国民健康保険に係る令和6年度の運用状況について（報告） 資料6
資料7

名張市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和 6 年 12 月

※ 被保険者を代表する委員

氏 名	当初就任年月	任期満了年月	備 考
田 畑 純 也	平成 19 年 4 月	令和 7 年 5 月	国民健康保険被保険者
森 本 祐 子	令和 4 年 6 月	令和 7 年 5 月	国民健康保険被保険者
森 岡 千 枝	令和 4 年 6 月	令和 7 年 5 月	国民健康保険被保険者
米 山 暢 子	令和 4 年 6 月	令和 7 年 5 月	国民健康保険被保険者
福 持 幸 郎	平成 31 年 4 月	令和 7 年 5 月	国民健康保険被保険者

※ 保険医を代表する委員

久 保 将 彦	平成 15 年 4 月	令和 7 年 5 月	名賀医師会
松 村 典 彦	平成 29 年 4 月	令和 7 年 5 月	名賀医師会
上 坂 太 祐	平成 31 年 4 月	令和 7 年 5 月	名賀医師会
新 谷 継 郎	平成 13 年 4 月	令和 7 年 5 月	伊賀歯科医師会
武 田 良 一	平成 17 年 4 月	令和 7 年 5 月	伊賀歯科医師会

※ 公益を代表する委員

佐 藤 栄 子	令和 5 年 6 月	令和 7 年 5 月	地域づくり代表者会議 (※名張市国民健康保険運営協議会長)
奥 村 和 子	令和 6 年 5 月	令和 7 年 5 月	更生保護女性会
名 倉 豊	令和 元年 12 月	令和 7 年 5 月	民生委員児童委員協議会連合会
橘 恭 伸	令和 2 年 4 月	令和 7 年 5 月	食生活改善推進協議会
森 川 郁 代	令和 4 年 6 月	令和 7 年 5 月	スポーツ推進協議会

※ 被用者保険を代表する委員

田 畑 耕 治	令和 6 年 7 月	令和 7 年 5 月	健康保険組合 (三重県農協健康保険組合)
西 村 敦 志	令和 5 年 5 月	令和 7 年 5 月	全国健康保険協会三重支部
大 坪 恵 子	令和 6 年 4 月	令和 7 年 5 月	地方職員共済組合三重支部

被保険者数等の推移について

	令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末		令和5年 10月末	令和6年 10月末	
	月報数値	前年比	月報数値	前年比	月報数値	前年比	月報数値	月報数値	前年比
被保険者数(人)	15,888	97.1%	15,043	94.7%	14,262	94.8%	14,660	13,814	94.2%
うち 介護2号(人) (40～64歳)	4,024	96.0%	3,964	98.5%	3,885	98.0%	3,958	3,858	97.5%
世帯数 (世帯)	10,471	98.8%	10,114	96.6%	9,686	95.8%	9,918	9,475	95.5%

参考

	令和4年		令和5年		令和6年		令和5年 10月末	令和6年 10月末	
	人口統計	前年比	人口統計	前年比	人口統計	前年比	人口統計	人口統計	前年比
市人口 4/1 (人)	76,462	99.0%	75,701	99.0%	74,780	98.8%	75,376	74,305	98.6%
被保険者数 3/31 (人)	15,888	97.1%	15,043	94.7%	14,262	94.8%	14,660	13,814	94.2%
国保加入率 (%)	20.8%	—	19.9%	—	19.1%	—	19.4%	18.6%	—
市世帯数 4/1 (世帯)	34,651	100.2%	34,845	100.6%	34,915	100.2%	34,900	34,959	100.2%
国保世帯数 3/31 (世帯)	10,471	98.8%	10,114	96.6%	9,686	95.8%	9,918	9,475	95.5%
世帯加入率 (%)	30.2%	—	29.0%	—	27.7%	—	28.4%	27.1%	—

市人口・市世帯数は 11/1
被保険者数・国保世帯数は 10/31

令和5年度 名張市国民健康保険特別会計 決算（対前年度増減）

《歳 入》

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	増 減	増減率	主 な 要 因
国民健康保険税	1,518,699	1,414,396	△ 104,303	△ 6.9%	・被保険者数の減少 現年分収納率 95.44%⇒95.25%、滞納分 24.19%⇒23.04%、 全体 85.78%⇒84.53% 現年調定額105,697減、滞納調定額8,433増
分担金及び負担金	5,912	5,405	△ 507	△ 8.6%	・特定健診自己負担金 507減
使用料及び手数料	724	693	△ 31	△ 4.3%	・督促手数料 31減
国庫支出金	54	312	258	477.8%	・国民健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金分 82増 ・制度関係業務事業費補助金(マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業分) 176増
県 支 出 金	6,144,900	6,199,649	54,749	0.9%	・普通交付金 92,804増 ・特別交付金 38,055減
繰 入 金	567,476	544,745	△ 22,731	△ 4.0%	・保険基盤安定繰入金 19,853増 ・職員給与費等繰入金 1,769減 等
繰 越 金	148,767	206,399	57,632	38.7%	・前年度繰越金
諸収入	24,704	15,527	△ 9,177	△ 37.1%	・国保税延滞金1,711増 ・返納金566増 ・第三者納付金 11,454減
合 計	8,411,236	8,387,126	△ 24,110	△ 0.3%	

《歳 出》

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	増 減	増減率	主 な 要 因
総 務 費	119,971	116,952	△ 3,019	△ 2.5%	・総務管理費 616減 ・徴税費 2,544減 等
保険給付費	5,952,839	6,001,885	49,046	0.8%	・療養給付費 4,168減 ・高額療養費 59,411増 等
国保事業費納付金	1,806,468	1,889,613	83,145	4.6%	・医療給付費分 36,574増 ・後期高齢者支援金分 33,911増 ・介護納付金分12,660増
共同事業拠出金	1	1	0	0.0%	
保健事業費	110,426	99,925	△ 10,501	△ 9.5%	・特定健康診査等事業費 9,718減 ・保健衛生普及費 784減
諸支出金 (償還金)	61,219	40,569	△ 20,650	△ 33.7%	・過年度分精算による国費等の返還金内訳 (返還金) 保険給付費等交付金(普通交付金)返還:36,292 退職事業費納付金の精算:276 特定健康診査等負担金返還金:1,610 保険者努力支援交付金分:1,913 特別調整交付金分(保険事業分は除く):478
諸支出金 (他会計繰出金)	149,088	64,116	△ 84,972	△ 57.0%	・国民健康保険財政調整基金積立のための繰出金 74,881減 ・事務費精算分の繰出金 10,091減
諸支出金 (その他)	4,825	5,146	321	6.7%	・国民健康保険税の過年度分還付金 321増
予備費	0	0	0	—	
合 計	8,204,837	8,218,207	13,370	0.2%	

※決算額は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

令和5年度 国民健康保険税 収納状況

		R5予算額	①R4調定額	②R5調定額	②-①増減	比較	③R4収入済額	④R5収入済額	④-③増減	比較
2.国保		1,385,142,000	1,770,527,030	1,673,262,484	-97,264,546	94.51%	1,518,698,996	1,414,396,271	-104,302,725	93.13%
1.国民健康保険税	現年課税	1,334,642,000	1,530,483,900	1,424,786,500	-105,697,400	93.09%	1,460,633,670	1,357,141,308	-103,492,362	92.91%
	滞納繰越	50,500,000	240,043,130	248,475,984	8,432,854	103.51%	58,065,326	57,254,963	-810,363	98.60%

国保内訳

一般被保険者		1,384,612,000	1,769,262,538	1,672,303,349	-96,959,189	94.52%	1,518,393,639	1,414,325,564	-104,068,075	93.15%
	現年課税	1,334,612,000	1,530,483,900	1,424,786,500	-105,697,400	93.09%	1,460,633,670	1,357,141,308	-103,492,362	92.91%
	滞納繰越	50,000,000	238,778,638	247,516,849	8,738,211	103.66%	57,759,969	57,184,256	-575,713	99.00%
退職被保険者		530,000	1,264,492	959,135	-305,357	75.85%	305,357	70,707	-234,650	23.16%
	現年課税	30,000	0	0	0		0	0	0	
	滞納繰越	500,000	1,264,492	959,135	-305,357	75.85%	305,357	70,707	-234,650	23.16%

		不納欠損額	収入未済額	R5収納率	R4収納率
2.国保		6,533,964	252,332,249	84.53%	85.78%
1.国民健康保険税	現年課税	0	67,645,192	95.25%	95.44%
	滞納繰越	6,533,964	184,687,057	23.04%	24.19%
国保内訳					
一般被保険者		6,533,964	251,443,821	84.57%	85.82%
	現年課税	0	67,645,192	95.25%	95.44%
	滞納繰越	6,533,964	183,798,629	23.10%	24.19%
退職被保険者		0	888,428	7.37%	24.15%
	現年課税	0	0	#DIV/0!	0.00%
	滞納繰越	0	888,428	7.37%	24.15%

名張市国民健康保険税条例の一部改正案について

1. 改正内容

令和2年度の国民健康保険税の税率引上げ以降、新型コロナによる市民生活への影響や基金残高を踏まえ適用を続けてきた特例措置（引上げ水準の緩和）につきましては、令和6年度も均等割及び平等割のみ延長して適用しているところですが、現在の基金残高に鑑み、令和7年度においても適用を継続するため、所要の改正を行おうとするものです。

【参考】国民健康保険税率等

		所得割額	均等割額	平等割額
税額算定基礎		加入者の前年中の 総所得金額等－ 基礎控除額に対して	世帯の加入者数 に応じて（一人 当たり）	1世帯当たり
医療分	本来税率	8.96%	26,400円	24,200円
	令和2～5年度 特例措置税率	8.22%	24,600円	23,100円
	令和6・7年度 税率	8.96%	24,600円	23,100円
後期高齢者 支援金分	本来税率	2.64%	8,600円	8,000円
	令和2～5年度 特例措置税率	2.58%	8,400円	7,800円
	令和6・7年度 税率	2.64%	8,400円	7,800円
介護分	本来税率	2.30%	9,900円	5,600円
	令和2～5年度 特例措置税率	2.14%	9,300円	5,500円
	令和6・7年度 税率	2.30%	9,300円	5,500円

 内が特例措置の継続部分

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

保健事業（特定健康診査等）について

○特定健康診査等実施目標（国基準）

- ・令和 6 年度（2024）年度から令和 11（2029）年度までの第 4 期特定健康診査等実施計画は、令和 5（2023）年度までの第 3 期と同様、市町村国保の特定健康診査実施率・特定保健指導実施率については、ともに 60%となっています。
- ・また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、第 4 期計画についても第 3 期を引継ぎ、25%以上となっています。

	第 3 期	第 4 期
	2023 年度まで	2029 年度まで
特定健診実施率	60%以上	60%以上
特定保健指導実施率	60%以上	60%以上
メタボリックシンドローム該当者 及び予備群等の減少率	25%以上 (2008 年度比)	25%以上 (2008 年度比)

特定健診の状況及び内臓脂肪症候群・予備群の割合、特定保健指導率（経年）

	対象者 (人)	受診者 数 (人)	受診率 (%)	内臓脂肪症候群 該当者		内臓脂肪症候群 予備群者		特定保健指導 実施率 (%)
				人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
国の目標			60.0					60.0
R1(2019) 年度	12,663	5,454	43.1	1,081	19.8	649	11.9	21.4
R2(2020) 年度	12,579	5,454	43.4	1,156	21.2	668	12.3	25.2
R3(2021) 年度	12,245	5,396	44.1	1,167	21.6	652	12.1	20.7
R4(2022) 年度	11,476	5,076	44.2	1,101	21.7	589	11.6	21.1
R5(2023) 年度	10,844	4,693	43.3	985	21.0	571	12.2	15.5

資料：法定報告

○保険者は、法律に基づき、特定健診・保健指導を実施し、その結果を国に報告することが義務付けられており、令和 6 年 11 月、令和 5 年度の法定報告が確定しました。

【令和 5 年度の状況】

- ・特定健診 対象者数 10,844 人 受診者数 4,693 人（受診率 43.3%…県 20 位 /29 市町）
- ・特定保健指導 対象者数 483 人
実施者数 75 人（実施率 15.5%）
終了者数 74 人（終了率 15.3%…県 17 位 /29 市町）

国民健康保険に係る令和6年度の運用状況について（報告）

令和6年12月

令和5年度末の地方税法施行令一部改正に伴い、国民健康保険税条例を改正し、本年度から適用している課税限度額等の内容、並びに今月2日から紙の（従来の）健康保険証の新規発行が停止となり、マイナ保険証への一本化が始まったことに伴う本市の状況についてご報告させていただきます。

1. 課税限度額及び軽減判定所得の改正

地方税法施行令改正に伴う国民健康保険税条例改正により、本年度の課税限度額及び軽減判定所得は以下のとおりとなっています。

○課税限度額

課税限度額の引上げは、団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者支援金の増加等により保険税率の上昇が見込まれる中で、中間所得層の負担上昇を抑制することを目的としています。

区 分	令和5年度	令和6年度
医療分	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	220,000円	240,000円
介護分（40歳～64歳）	170,000円	170,000円

○軽減判定所得

国民健康保険税においては、低所得者を対象に均等割・平等割の軽減措置を設けています。この軽減判定所得の引上げは、物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないようにすることを目的としています。

・給与所得者等が1人以下の世帯の場合

軽減割合	令和5年度	令和6年度
5割軽減	43万円＋ (被保険者数×29万円)以下	43万円＋ (被保険者数×29.5万円)以下
2割軽減	43万円＋ (被保険者数×53.5万円)以下	43万円＋ (被保険者数×54.5万円)以下

・ 給与所得者等が 2 人以上の世帯の場合

軽減割合	令和 5 年度	令和 6 年度
5 割軽減	4 3 万円 + (被保険者数 × 2 9 万円) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	4 3 万円 + (被保険者数 × 2 9 . 5 万円) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2 割軽減	4 3 万円 + (被保険者数 × 5 3 . 5 万円) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	4 3 万円 + (被保険者数 × 5 4 . 5 万円) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※国は、令和 7 年度にも課税限度額及び軽減判定所得の引上げを予定しています。本年度中に地方税法施行令が改正される見込みですので、改正された場合、本市もそれに基づき国民健康保険税条例の改正をさせていただくこととなります。

2. マイナ保険証に係る本市の状況

国保加入者のマイナ保険証の登録・利用状況（本年 1 0 月時点）

【登録状況】 加入者数 1 3, 8 2 5 人に対し、登録者数 9, 4 9 6 人、登録率 6 8 . 7 %

【利用状況】 医療機関での資格確認件数 3 8, 9 2 9 件に対し、マイナ保険証による資格確認件数 5, 7 5 6 件、利用率 1 4 . 8 %

現在交付済みの保険証が利用できるのは、本市国保の場合、令和 7 年 7 月 3 1 日までとなりますので、マイナ保険証の利用率上昇に向けて引き続き、啓発等に努めてまいります。

また、国の定めに従い、マイナ保険証を持たない方への「資格確認書」の交付、マイナ保険証をお持ちの方への「資格情報のお知らせ」の交付をはじめとした事務を執行してまいります。

⚠️ **ご注意ください!**

今年12月2日から
**現行の保険証は
 発行されなくなります**

※今回お手元に届いた保険証は記載の期限まで有効となります

とっても
 カンタン!

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
 をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
 カードリーダーに
 置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
 マイナンバーカードを
 保険証として登録
 できます!

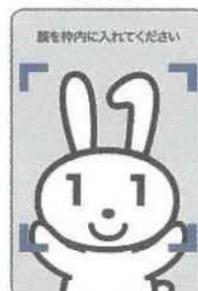


2

本人確認

顔認証または
 4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
 利用について確認してください。

過去の情報を
 利用いたします

過去の手帳以外の診療・処方情報
 を当機関に提供することに同意し
 ますか。
 この情報はあなたの診療や薬学管
 理のために使われます。

(40歳以上対象)
 過去の情報を
 利用いたします

過去の診療情報を当機関に提供す
 ることに同意しますか。
 この情報はあなたの診療や薬学管
 理のために使われます。

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

~~① 医療費を20円節約できる~~

~~紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。※この規定は令和6年11月末で廃止されています。~~

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。